

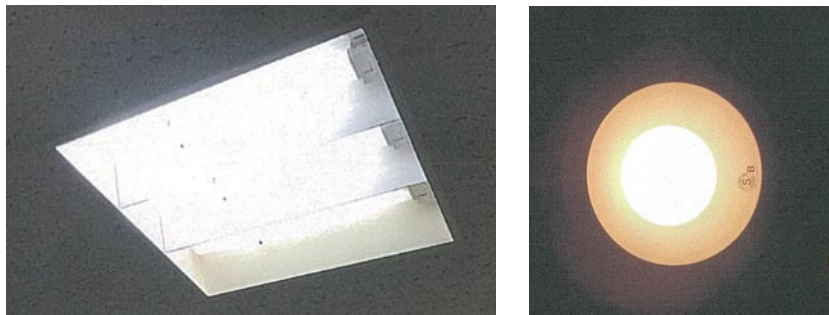
集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金

～申請用写真の注意事項～

- 1 「写真を撮り忘れた」など、工事の前後を明確に証明する写真の提出が無い場合には、補助金の対象とできない場合がありますので、注意してください。
- 2 工事の実績を写真にして提出していただきますので、工事した照明全ての写真が必要です。「同じ照明器具だから」などの理由で省略したり、同じ写真のコピーなどは認められません。
- 3 写真の大きさは問いませんが、交換前の器具と交換後の器具、カタログ等と照合できる明確な写真を提出してください（小さすぎて、判断できないものは受付できません）。
- 4 写真は、コピー用紙等に印刷したものでかまいません。
- 5 写真は、見積書、機器の資料、平面図と照合できるように共通の整理番号を振って整理してください。
- 6 工事前の写真を取り忘れたなどを含めて、工事前後の写真の提出が無い場合には、補助対象とできません。
- 7 高い天井の照明など、照明とカメラの間に距離があると、写真が不明瞭となりがちです。足場があるうちに、近い距離で写真を撮影するようにしてください。明確に照明器具が写っている場合には、一枚の写真で数ヶ所をまとめてかまいません。
- 8 照明器具ごとの交換ではなく、白熱電球等からLED電球への「電球交換のみ」は対象になりません。ただし、ソケット部分など見えない部分の工事を伴う場合は対象となります。この場合は、工事中の写真を提出してください。

<注意>受付できない写真

1 照明の発光で器具が不明瞭となっている



明るさを調整するか、電気を消して他のライトを当てるなどで調整してください。

照明器具の形状、様子がわかりません。

2 写真1枚の中に多すぎる照明器具の写真、小さすぎる写真



まとめて撮影しているため、照明器具の確認ができません。**明確に分かるようにアップで撮影し、平面図と照合ができるよう番号を振ってください。**

3 「同じ器具だから」として同じ写真をコピーしている例

⑥-1		⑧-1	
⑥-2		⑧-2	
⑥-3		⑧-3	
⑥-4		⑧-4	

この写真は全く同じものをコピーしているため、受付はできません。

コピーをせず、照明器具が明確に分かるよう、それぞれのアップの写真を撮影してください。